明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**二六）　一

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**一五七）　一

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**一五八）　二

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示する件（**総務**二一二）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三八、三九）

○マプト市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇一）　二

○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（**同**二〇二）

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのウクライナの加入のための議定書のウクライナによる受諾に関する件（**同**二〇三）

○第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定へのロシア連邦の加入及び同協定の附属書の改正に関する件（**同**二〇四）

○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**国税庁**八）　三

○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**九）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**七八四）

○保安林の指定をする件（**同**七五～八〇〇）

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（**経済産業**一三一）　六

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（**同**一三二）

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**七六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　群馬県　神奈川県　愛知県　大阪府　大阪市　堺市　二

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　三

国家試験

平成二十七年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　六

〔資　料〕

平成二十六年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　六

〔公　告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他

訓　令

○内閣府訓令第二十六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項職務の欄中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13　アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年六月一日から施行する。